

# 多摩少年院における 出前授業の報告

平成25年7月10日  
中央大学法科大学院  
CLS法育教室

---

---

---

---

---

---

---

---

## 1 当団体について

---

---

---

---

---

---

---

---

### (1) 団体の概要

学生による法教育の普及とそれによる  
社会貢献を目的とする任意団体

中央大学法科大学院(Chuo Law School)  
の院生である会員によって構成される

---

---

---

---

---

---

---

---

## (2) 団体の理念

キャッチコピー  
「話す，聴く，考える。  
CLS法育教室」

制定のきっかけ

---

---

---

---

---

---

---

---

## (3) 班としての活動

自治的な「班」が活動の核

3つの班の構成と役割

昨年度における活動の概要

---

---

---

---

---

---

---

---

## (3) 班としての活動

①公法を題材とする班

出前先 私立A高校（埼玉県）

テーマ 尊厳死と自己決定権

---

---

---

---

---

---

---

---



---

---

---

---

---

---

---

---

**(3) 班としての活動**

② 刑事法を題材とする班

出前先 中央大学附属高等学校

テーマ 正当防衛について

---

---

---

---

---

---

---

---



---

---

---

---

---

---

---

---

## (4) 団体としての活動

団体としての活動の位置づけ

昨年度における活動の概要

---

---

---

---

---

---

---

---

## (4) 団体としての活動

習字、習く、習える。  
**CL8法内教室**  
情熱あふれるからせ

1月7日(月)17時より

2617教室

今年度は昨年度より17時45分開始となり、18時開始となります。

※17時45分開始は、今年度1学期のみの実施となります。



CL8法内教室(法内教室)は、

CL8法内教室(法内教室)は、

CL8法内教室(法内教室)は、

学内講演会

研究報告会(模擬授業)

他団体との交流 ほか

---

---

---

---

---

---

---

---

## 2 少年院における授業

---

---

---

---

---

---

---

---

## (1) 少年院における授業の目的等

対 象 出院準備段階にある少年たち  
 (17歳から19歳までの男子)

題 材 私法的なものの見方 (利益衡量)

目 的 「話す、聴く、考える。」の具体化  
 自己と他者で、相手の立場に配慮しつつ、積極的  
 にコミュニケーションを図ることの大切さを伝える

---

---

---

---

---

---

---

---

## (2) 1回目の授業

授業日 平成25年3月7日 (木)

テーマ 分配についての事例

参加者 生徒13名, 会員8名

---

---

---

---

---

---

---

---

## (2) 1回目の授業

### 授業の概要

無人島へ漂着した4人に対し、限られた食糧を「公平に」分けたい。

- ①少年たちの直感では？
- ②グループに分かれて議論
- ③議論をした後の結果は？

---

---

---

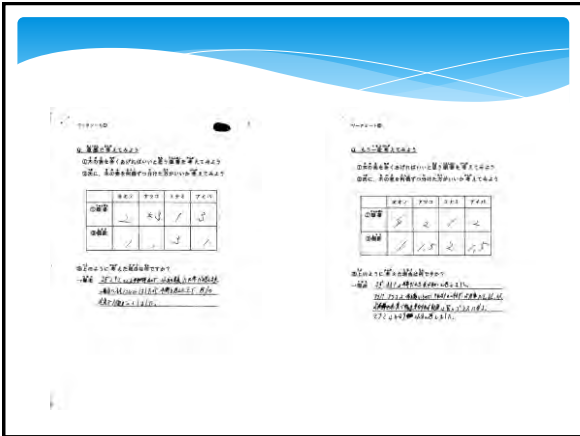
---

---

---

---

---




---

---

---

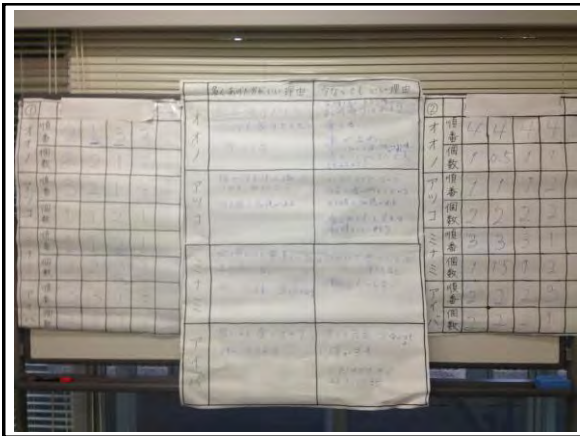
---

---

---

---

---




---

---

---

---

---

---

---

---

### (3) 2回目の授業

---

授業日 平成25年3月14日(木)

---

テーマ 契約についての事例

---

参加者 生徒8名, 会員8名

---

---

---

---

---

---

---

---



### 3 授業の結果と反省

---



---



---



---



---



---



---

#### (1) 少年院における授業の目的等

対 象 出院準備段階にある少年たち  
 (17歳から19歳までの男子)

題 材 私法的なものの方(利益衡量)

目 的 「話す、聴く、考える。」の具体化  
 自己と他者で、相手の立場に配慮しつつ、積極的にコミュニケーションを図ることの大切さを伝える

---



---



---



---



---



---



---

#### (2) 授業までの準備過程

平成24年6月 法務省訪問

8月 法務省訪問

9月 多摩少年院訪問

平成25年2月 教材の作成

3月 少年院事前訪問

2回の授業

---



---



---



---



---



---



---



## (2) 授業までの準備過程

・平成25年3月の授業に至るまでは、実際に少年たちと接する機会はなかった。

・授業内容については、法務教官から、少年たちのプライバシー（氏名、年齢、出身地、家族構成、入院に関する事情等。）に触れるものでない限り、自由に設定してもらいたい旨のお話があった。

---

---

---

---

---

---

---

---

## (3) 参加した少年たちの感想

### 1 回目の授業について

「自分の言った発言、他の人の発言どれにも一理あるということがよくわかっていたので発言しやすかったです」

「大まかな部分は似ていても、人それぞれ考え方は違うものだと思うし、だからこそ話し合いを通じて意見を調和させていくのだと思いました」

「大学院生のフレンドリーさで皆が参加できるような話し合いができてよい体験をさせて頂いたなと感謝の気持ちでいっぱいです」

---

---

---

---

---

---

---

---

## (3) 参加した少年たちの感想

### 2 回目の授業について

「話し合いの大切さは前回でよくわかっていたので今回はより深く考えて話し合うことを意識しました。楽しかったです」

「すごく為になりました。ありがとうございました。個人的にはもっと難しいことを学びたいですが、対少年院生と考えるとちょうど良いと思います」

「話し合いの大切さが結構分かった気がします。他の人の話を聞いたりして一番良い意見は何かみたいに関心するのは楽しいです」

---

---

---

---

---

---

---

---

#### (4) 参加した会員の感想

・授業内容を自由に設定できたことがあって災いして、少年たちの理解度を気にし過ぎ、あるいは家族や学校に触れない方がいい等と考えを狭めてしまったため、原案の作成に手間取った。

・直前期の模擬授業の中で、何を伝えたいのかが分からない等と厳しい指摘を受けた。それ以降、ようやく、伝えるべきテーマをメインに教材を作成していくことが決まり、班としての方向性もまとまったように思う。

---

---

---

---

---

---

---

---

#### (4) 参加した会員の感想

・少年たちについては、中学卒業程度の理解力と伺っていたため、授業中発言があるかどうか危ぶんでいた。

・しかし、実際に出会ってみると、少年たちの理解力は高く、一般の高校生と比べても遜色のないレベルであった。

・グループ議論では、当方の事前の想定を上回る多様な意見や理由付けが出ていた。

・少年たちは、自分で挙手し発言する等、ごく積極的に授業へ参加してくれていたように思う。

---

---

---

---

---

---

---

---

#### (5) まとめ

総じて、出院準備段階にある少年たちは、高い理解力を有しており、年齢の近い法科大学院生との交流が新鮮であったためか、積極的に授業へ参加してくれた。

当方が授業の目的とした、「相手の立場に配慮しつつ、積極的にコミュニケーションを図ることの大切さ」については、概ね少年たちに伝えられたものと考えられる。

---

---

---

---

---

---

---

---

## (5) まとめ

一方、少年院における授業の準備過程については、独自の  
問題がある。

少年たちの理解度は少年院ごとに様々である。一方、事前  
に少年たちと触れ合う機会がないため、授業内容や教材のレ  
ベルを想定しにくい。

又、当団体による年1度だけの授業とあっては、いかに法  
科大学院生による少年院での授業が意義深いといえ、なお多  
くの出院準備段階にある少年たちに対応できない現状がある。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 4 総括と今後の展望

---

---

---

---

---

---

---

---

## 法科大学院生による授業の意義

### 少年たちのメリット

年齢の近い法科大学院生と交流しつつ、出院前に法教育に  
接することができる。

### 法科大学院生のメリット

少年たちにも理解してもらえ、授業を企画する経験を通じ、  
将来、実務法曹としてさまざまな人々と接していくための糧  
を得ることができる。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 持続可能な活動のあり方とは

任意団体としてのメリット、デメリット

カリキュラムへの組み込み

他学生団体との連携

---

---

---

---

---

---

---

---

## 法科大学院生からのお願い

法務省に対するお願い

少年院法教育の意義と他省庁への働きかけ

少年院に対するお願い

出院準備段階での恒常的な法教育の受け入れ

---

---

---

---

---

---

---

---

## 最後に～謝辞

法務省及び多摩少年院の皆様  
に対し、今回、貴重な授業の機  
会に加え、発表の機会を与えて  
くださったことに、改めてお礼  
申し上げます。

---

---

---

---

---

---

---

---

# 企 画 書

平成25年1月18日

多摩少年院 御中

C L S 法 育 教 室 4 班

## 1 本企画の趣旨

私たちは、受講者の皆さんに、法的なもの（利益衡量）の見方を題材とする2回の出前授業を通じて、社会においては、自分と他人の間で、それぞれの立場に配慮しながら、積極的にコミュニケーションを図っていくのが大事であるというメッセージを伝えたいと考えています。

## 2 各授業の目的

### (1) 平成25年3月7日の授業について

分配にかかる事例として、無人島に取り残された人々が、限られた食糧をどのようにして公平に分けるか、という問題を採り上げます。

受講者の皆さんにとっては非日常的な設定の下、登場人物ごとの利益調整を図りながらオリジナルの分配ルールを作っていく過程を通して、「他人の立場に配慮しつつ、積極的に話し合いを図っていくことの大切さ」を実感して戴きたいと考えています。

授業内容案の詳細につきましては、別紙1をご覧ください。

### (2) 平成25年3月14日の授業について

約束にかかる事例として、オムニバスの事例ごと、自分や相手が約束を守らなかった場合、どのような利益・不利益が発生するか、という問題を検討します。

「約束は守らなければならない」というのは、みな頭では分かっていることですが、なぜ約束を守るべきかという理由自体は、普段の生活の中では見えにくいものです。そこで、受講者の皆さんには、今回、約束を守らないことにより生じる利益・不利益を意識的にピックアップする作業を経験してもらいながら、実社会でも「自分や相手の立場に配慮しつつ、積極的に話し合いを図っていくこと」が大事であることを、改めて認識してもらいたいと考えています。

授業内容案の詳細につきましては、別紙2をご覧ください。

### 3 大学院生参加者

(1) 平成25年3月7日の授業について

8名

(2) 平成25年3月14日の授業について

7名

以 上

## 平成 25 年 3 月 7 日の授業について

### (分配についての事例)

#### 1 授業の流れ一覧

		内容, 留意点	作業	時間
I : 導入		○挨拶 (法育教室についての説明)		10分
		○大学院生, 受講者の自己紹介	名札を用意する	
		○授業の流れの説明 事例を通じ「話し合う」ことの大切さを体験してもらうという, 本企画の趣旨をあらかじめ示す グループを指定し, まずグループで, そして全体で議論をする旨説明する	参加人数に応じ, 1班につき受講者2~3人に加え, 大学院生2人程度を配し, 計5名程度のグループを設ける	
II : 議論	事例の説明	○事例, 登場人物の説明	資料1, 資料2, 木の実の模型を提示する	5分
	グループ内議論	(1)まず, 直感的に優先して食糧を与えたい人はいるか, あるいは同じ分量に分配すべきかを聞き, それぞれ意見を言い合う (5分程度)	資料6を用意し, それぞれの意見を書いてもらう その意見を資料3にロー生が書き込む	40分
		(2)どのような分け方であれば, 公平に食糧を分けたと言えるか (25分程度)	資料7に少年に意見を書いてもらう 資料4を用意し, グループごと, 表に長所と短所を書き出す	
		(3)実際に食糧をどのように分けるのがいいかを検討する (10分程度)	資料8に少年に案を記入してもらう その意見を資料5にロー生が書き込む	
	(1)まず, 各生徒に, 直感的に, 4人に木の实を多くあげる順番を考えてもらい, 6個の木の实をどう分けるか, そして簡単でいいのでその理由をワークシートに記入してもらう  (2)それぞれ多くあげる理由・少なくともいい理由を考える時間をとる(少年の様子を見て, 適宜議論うつる) →理由が思いつかないキャラクターがあってもいいことを提示する (2)各キャラクターごとに, 第1段階で多くあげた方がいいという票が多く集まった人から順番に聞いていく  (1)まず, 第1段階と同じように順位・個数を考えてもらう(3分程度) →どうしても順位をつけられなかったら, 同順位でもいいけど, どうして同順位なのかを言ってもらうことを, と伝える (2)順位・個数が第3段階と第1段階と変わった人にはどうして変わったかを聞く →その理由として, 模造紙に書かれた要素のどれを重視したかを聞きながら意見を出してもらう 同じ順位になった人にも同じように聞く (3)これらの意見を踏まえて, 食糧をどう分けるかを検討する。 →少年たちの意見が一致すれば, 大学院生が違う意見をだして, なんで大学院生が出す意見がダメなのかを考えさせ			

			たりする。最終的に生徒の意見でまとまるのはアリ →少年たちの意見がバラバラであれば、それぞれの少年たちの意見の間で、多くあげると考えたキャラクターを対比させて、意見を出してもらおう		
	全体での報告		省略		
Ⅲ：まとめ <sup>1</sup>	(1)話し合いの重要性を示す		くじ引きや多数決といった決め方を引き合いに出しながら、そうした決め方では適切な結論が必ずしも導けるわけではないことを指摘する そして、グループでの議論を前提に、分配方法について、登場人物それぞれの事情によってさまざまな考慮すべき利益が加わることは、相手の立場に配慮して話し合うことは、それらの利益を調整しながら問題解決を図るために有効な決め方であることを示す		10分
	(2)身近な事例との関連を示す		受講者にも身近な事例の中から、話し合いによって解決することが望ましい場面等を生徒とのやり取りで提示する。 今回の授業が少しでも受講者に関わりがあるものであるということを感じてもらおう		
	(3)実社会における事例との関連を示す		○チリ国鉱山での落盤事故の紹介 同事故では、閉じ込められた人たちが話し合いによってルールを決め、限りある食糧（ツナ缶）を分配し、その結果、全員が無事帰還することができた この現実にあった事例と、今回の仮想的な無人島事例とを照らし合わせることで、現に社会で起きていることとして、より現実的なものを感じてもらおう ○国会における立法過程の紹介 (時間がなければ省略) 国会においても、今回の授業のように、様々な利益を考慮しながら、話し合いによって、法律が定められていることを知ってもらおう	関連する新聞記事を示す	
	(4)法務教官の講評				5分

<sup>1</sup> 議論のまとめ方については、Ⅲ(1)から(3)のうち、特に(1)話し合いの重要性を示すことに主眼を置いて説明したいと考えています。また、時間が足りなくなるようであれば、(2)を省略したり、あるいは(3)についてチリの事故又は国会での立法のいずれかの話題にとどめる等、適宜調整を加える予定です。



## 2 用意する資料

以下の資料1, 2については、プロジェクター等の設備がある場合には、パワーポイントを用い、また、そうした設備がない場合には、黒板に貼れる大型の模造紙を用意する予定です。

### 資料1



A町内会では、むかしからのなかよしメンバーで、毎年ツアーに参加しています。

そんな中、今年も南の島めぐりの観光ツアーに参加していたのですが、とつぜんあらしがきて、無人島にながされてしまいました。

無人島のあたりは船のとおり道になっていますが、いつ助けの船が来てくれるのかはわかりません。





メンバーのアツコがわき水を見つけてくれたので、飲み水にこまることはなくなりました。また、島の食べものをみんなで探したところ、木の実6つが見つかりました。

ほかに、木の実は見つかるかもしれないし、見つからないかもしれません。

メンバーは、オオノのほか、アツコ、ミナミ、アイバの4人です。

全員でながく生きのこるためには、どのように食べものを分ければよいでしょうか。それぞれのグループで話し合ってみましょう。

資料 2<sup>2</sup>

	顔	性別	年齢	特徴
オオノ		男性	70代前半	からだがよわい
アツコ		女性	20代半ば	サバイバル・インストラクター
ミナミ		女性	30代前半	母親 ふるさとに子どもがいる
アイバ		男性	10代後半	はたらきもの

<sup>2</sup> 各登場人物の特徴について

それぞれの登場人物の特徴については、各人の利益状況に関して、次の3つの要素を考慮しています。

①体力という要素（アツコの「体が弱い」）

全体で生き残るためには、体の弱い人は普通の人よりも優先させようという判断が働きやすい

②全体への貢献度という要素（オオノの「サバイバル・インストラクター」）

全体に貢献してくれる人を尊重して、普通の人よりも優先させようという判断が働きやすい

③栄養の必要性という要素（ミナミの「妊婦」）

おなかに子供がいるため、普通の人よりも優先させようという判断が働きやすい

（なお、アイバについては、受講生の身に置き換えて考えてもらえるよう、受講生と同年代で、かつ、上記①②③と比べて体力や貢献度、社会的地位の点で平均的な人物としました。）

これは、食糧を単に均等に分けるのではかえって各登場人物に不利益が生じてしまうこと、また、それぞれの要素が優劣つけがたく、いずれかを優先させようとするれば何らかのメリットやデメリットが発生することを、話し合いの中で受講生に意識してもらい、議論の活性化につなげたいと考えたことによるものです。

資料3 (模造紙見本)

Q. 直感で考えてみよう

	Aくん		Bくん		Cくん	
	順番	個数	順番	個数	順番	個数
オオノ						
アツコ						
ミナミ						
アイバ						

資料4 (模造紙見本)

メンバー	多くあげた方がいい理由	少なくともいい理由
アツコ		
オオノ		
ミナミ		
アイバ		

資料 5(模造紙見本)

Q. 話し合いを踏まえて考えよう

	A くん		B くん		C くん	
	順番	個数	順番	個数	順番	個数
オオノ						
アツコ						
ミナミ						
アイバ						

資料6(ワークシート)

Q. 直感で考えてみよう

- ①木の実を多くあげれば良いと思う順番を考えてみよう
- ②次に、木の実を何個ずつ分けた方がよいか考えてみよう





	オオノ	アツコ	ミナミ	アイバ
①順番				
②個数				

③上のように考えた理由は何ですか？

→理由：

資料 7(ワークシート)

Q. それぞれのメンバーに，木の実を多くあげた方がいい理由・少なくてもいい理由は考えられますか？

	多くあげた方がいい理由	少なくてもいい理由
オオノ 		
アツコ 		
ミナミ 		
アイバ 		

資料 8(ワークシート)

Q. 話し合いを踏まえて考えてみよう

- ①木の実を多くあげれば良いと思う順番を考えてみよう
- ②次に、木の実を何個ずつ分けた方がよいか考えてみよう

	オオノ	アツコ	ミナミ	アイバ
①順番				
②個数				

③上のように考えた理由は何ですか？

→理由



## 平成 25 年 3 月 14 日の授業について

## (契約についての事例)

## 1 授業の流れ一覧

		内容, 留意点	作業	時間	
I : 導入	全体説明	○挨拶 (法育教室についての説明)	名札を用意する	5分	
		○大学院生, 受講者の自己紹介			
		○授業の流れの説明 これから行う議論の目的及び扱う事例の流れを説明する。 議論の目的は契約について考えることである。その方法として契約を守るべき事例、契約が不当な事例、不当か否か判断が分かれる事例を通していかなる事情があれば契約を守る必要があるのかを議論する。  グループを指定し, グループごとで, 議論をする旨説明する。(2グループを予定)	授業の流れについてパワーポイントの提示。 参加人数に応じ, 1班につき受講者3~4人に加え, 大学院生3人程度(司会, 補助, 書記)を配し, 計6名程度のグループを設ける		
II : 議論	導入	(1) 契約の意義について説明する。 (2) カツオと中島の合意が契約として成立していることを説明する。 (3) 契約をする利益、契約を守るべき理由を簡単に説明する (4) ここでは、基本的に院生側が説明する形式をとるが、適宜生徒達の反応も窺う。	○事例・登場人物の説明 全体で事案の説明を行った後内容の検討を行う。 具体的な検討方法として、まず本問は意思の合致があることから契約が成立していることを説明する。 また契約が社会に果たすべき役割、契約を結ぶことの利益の説明等を行う。	パワーポイントを使用して説明する。	10分
	ケース 1	(1) マスオとノリスケの契約が公序良俗に反するか否か、そう考える理由をワークシートに記入してもらおう。 (2) 生徒側の意見を模造紙に書き込む。 (3) 一応正答がある問題のため生徒側の意見を踏まえて解説する。	○事例・登場人物の説明 事案の説明の後ワークシートを配布し、契約が不当か否か及びその理由について考えてもらおう。 本問は明らかに公序良俗に反する内容の契約であることから、契約は無効である。この点について生徒側の意見に対応する説明を行う。	事例2の問題等のワークシートを配布(資料1, 2を先に配布する)。ワークシートに記入した意見を、院生が模造紙(資料3)にまとめる。	15分
	ケース 2	(1) マスオとノリスケの契約が公序良俗に反するか否かをワークシートに記入してもらおう。 (2) 生徒側の意見を発表してもらい院生が模造紙に書き込む。	○事例・登場人物の説明 (事例の内容は事例2の応用) 事案の説明の後、ワークシートを配布し、契約が不当か否か及びその理由を考えてもらおう。 それぞれの考え方についてコメントを行い、議論をした後、本問では人によって考え方が分かれることを説明する。	ワークシートに記入した意見を、院生が模造紙(資料4, 5, 6)に記入する。	30分

		(3)それぞれの結論もしくは理由付けの違いに着目してもらい、院生がコメントをしつつ、話し合う。		
Ⅲ：まとめ	(1) 法的保護を受ける契約として成立するものは何かを示す。社会において、争いのある事例についての判断を行う裁判所の役割を紹介する。	グループ議論を振り返り契約について議論を端的にまとめる。 契約は守らなければならないという前提の下、どのような契約が社会的に相当性を有し法律上認められるかについて説明をする。 また公序良俗に反する契約として無効になるか否かについての判断が難しい事例（事例3）を例に挙げ、自分以外の者の意見を聞くことの必要性を説く。 判断が難しい争いは社会の中で多くあることから、これらの解決について裁判所が果たす役割を紹介する。	5分	
	(2) 法務教官の講評		5分	

## 2 用意する資料

○パワーポイントについては、別途添付のファイルをご参照下さい。

○資料1(ワークシート)

### ☆ケース1

ノリスケは、1000万円の借金をしていました。  
またノリスケは、マンション(1000万円)に住んでいました。  
マスオは、そんな借金まみれのノリスケに目をつけ、ノリスケに対し、  
「100万円でそのマンションを売れ」と何度もしつこく言い続けました。  
ノリスケはひたすら断っていましたが、長時間にわたる要求に疲れ果てて、  
最後には自分の意思で、100万円でマンションを売ると言いました(契約成立)。  
家に帰って、ふとマンションの価格を調べると、1000万円であることがわかりました。  
ノリスケは、あんな契約を結んでしまったことを後悔しました。  
次の日、マスオはノリスケに対し、「もうこの家は俺のものだから、さっさとこの家から出て行け!!」と言いました。



Q. ノリスケは、約束どおり家を出ていかなければならないのでしょうか。  
あなたの答えと、その理由を考えてみよう。

こた 答え	
りゆう 理由	

○資料 2(ワークシート)

☆ケース 2

ノリスケは、300万円の借金をしていました。またノリスケは、自分が住むマンションの他に、熱海の別荘(1000万円相当)を持っていました。

ノリスケはマスオに対し、妻タイ子に借金がばれるのが怖いから300万円を貸してくれと頼みました。

マスオは、前からノリスケの別荘が欲しかったこともあり、別荘の本当の価値も知っていたのですが、ノリスケに対し、別荘を借金と同額の300万円で購入を受けると言いました。

ノリスケは、当初別荘の価値を知らなかったため、よくわからないと言って拒否したものの、マスオから「でもさあノリスケ君、300万円がないと困るんだよねえ？」などと長い間説得され続け、他に借金を返すあてがなかったこともあり、最後には自分の意思で、300万円で売るという契約をしました。

家に帰って、ふと別荘の価格を調べると、1000万円であることがわかりました。ノリスケは、あんな契約を結んでしまったことを後悔しました。

次の日、マスオはノリスケに対し、「別荘をよこせ!!」と言いました。



Q.ノリスケはマスオに、別荘を渡さなくてははいけないでしょうか。

(1) あなたの答えを、直感的に考えてみよう。

こた 答え	
----------	--

(2) 別荘を渡さなければいけない理由と、別荘を渡さなくてもいい理由を  
考えてみよう。

べつそう わた 別荘を渡さなければいけない理由	べつそう わた 別荘を渡さなくてもいい理由

(3) もう一度、あなたの答えと、その理由を、考えてみよう。

こた 答え	
りゆう 理由	

○資料 3(模造紙)

ケース 1	答え	理由

○資料 4(模造紙)

ケース 2	答え	理由

○資料 5(模造紙)

ケース 3

別荘を渡さなくてはならない理由	別荘を渡さなくてもいい理由

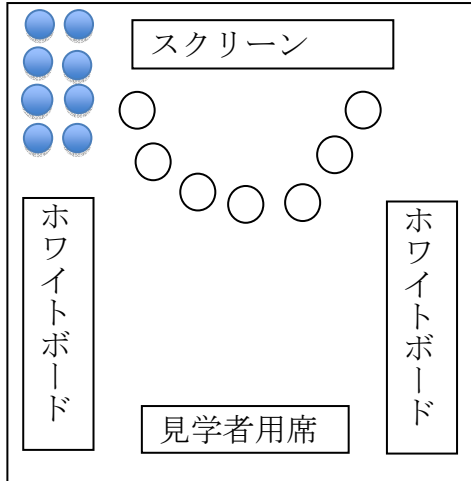


○資料 6(模造紙)

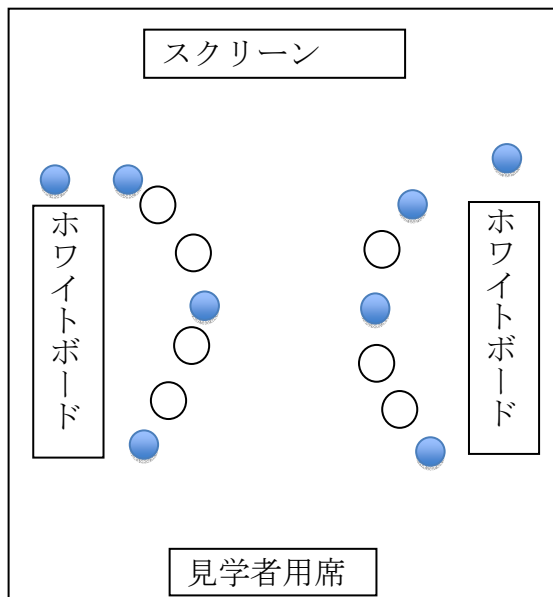
名前	答え

### 3 当日の教室の設置について

[最初の配置]



[グループ議論]



## CLS 法育教室 1 期 4 班出前授業@多摩少年院

1, 授業のテーマ目的.....	1
2, 実施概要.....	1
3, 事前準備.....	2
(1) 実施先の決定.....	2
(2) 授業実施までの流れ.....	2
(3) 準備段階を通して.....	5
4, 授業内容.....	6
(1) 第 1 回目授業.....	6
(2) 第 2 回目授業.....	7
(3) 2 回の授業を通して.....	8
5, 生徒の意見、その他.....	9

### 1, 授業のテーマと目的

法的なもの（利益衡量）の見方（利益衡量）を題材とする 2 回の出前授業を通じて、社会においては、自分と他人の間で、それぞれの立場に配慮しながら、積極的にコミュニケーションを図っていくのが大事であるというメッセージを伝える。

第1回目の授業では、分配にかかる事例として、無人島に取り残された人々が、限られた食糧をどのようにして公平に分けるか、という問題を採り上げる。受講者にとっては非日常的な設定の下、登場人物ごとの利益調整を図りながらオリジナルの分配ルールを作っていく過程を通して、「他人の立場に配慮しつつ、積極的に話し合いを図っていくことの大切さ」を実感してもらう。

第 2 回目の授業では、契約にかかる事例として、オムニバスの事例ごとに社会における契約の必要性、契約の有効性を検討する。「契約は守らなければならない」というのは、みな頭では分かっていることであるが、なぜ契約をするのか、なぜ契約を守るべきかという理由自体は、普段の生活の中では見えにくいと考えられるため、受講生には、一般的に有効な契約を検討してもらい、院生側が解説を行うことによって契約について改めて考えてもらう。その上で公序良俗によって契約が無効とされる場合、公序良俗に反するか判断が難しい場合について検討し、社会的相当性を判断する作業を経ることで、契約を守ること、ひいては「自分や相手の立場に配慮しつつ、積極的に話し合いを図っていくことの大切さ」を味わってもらう。

### 2, 実施概要

#### (1) 日時

2013 年 3 月 7 日(木)13:20～14:30(70 分)、14 日(木)13:20～14:30(70 分)

## (2) 実施先

多摩少年院・ 出院準備教育教室(東京都八王子市緑町 670)

## (3) 対象

多摩少年院の 出院準備教育段階にある少年(17～19 歳位)

第 1 回目は 13 名、第 2 回目は 8 名(うち 1 名は早退)

## (4) 参加者

## (5) 教材

配布資料(別添)、PowerPoint(別添)、模造紙とペン、模型(第 1 回授業のみ)

## 3、事前準備

### (1)実施先の決定

実施先は、法務省大臣官房司法法制部から法教育を少年院でやらないかという打診があった。その上で CLS 法育教室内で検討し、実施先が決定していなかった 4 班が対象に挙げられた。そして班員らの賛同を得た後、法務省を訪問し、矯正局の担当者とも顔合わせをし、実際に多摩少年院の次席・法務教官とも顔合わせをした上で、多摩少年院での出前授業が決定。

### (2)授業実施までの流れ

		事項	内容
ア	6月	班会	班員の母校である私立土浦日大高校を出前先候補として、民事(契約、貞操権侵害に基づく損害賠償請求、カフェー丸玉事件(自然債務)、契約成立、契約内容の解釈について等)について、模擬裁判、ローヤリング、寸劇等、実践形式で行うことを検討した。
イ	6月末	班会	法務省から多摩少年院での出前授業の実施提案を受けて、今後について話し合い。 授業については、主に生徒たちが退所した後に直面すると考えられる問題と関係する素材を扱う方向で、具体的には少年院訪問をした上で検討することになった。
ウ	8月	班会	①AKB恋愛禁止ルールを扱う事例、②未成年飲酒禁止の是非を考えさせる事例、③給与体系を扱う事例が候補に挙がる。 目的は自分の意見の理由づけの整理、相手の意見の理解、その上で立論することを中心と

			することになる。
エ	9月3日	多摩少年院事前訪問	少年院についての説明を受ける。 また授業で触れてはいけない内容(年齢、事件、出身地域)、人数、日時等について確認 →少年たちのレベルに合うようにすること、相手の立場に立ってものを考えることは教えられているから、そこからどう広げられるか、何を持って帰らせるかが課題となることを確認した
オ	9月	班会	少年院訪問を受けて、柔らかいテーマでは少年たちが考えにくいのでは、という指摘を受けていたため、恋愛禁止ルールについては却下。 給与体系と、公平を考えさせる震災の物品提供と平等を扱う事例について絞って検討をすることになる。
オ	9/20	第1回研究報告会	上記①の会社の事例は少年にとって難しいと指摘を受ける。 また当初議論のまとめ方は結論に投票させる方法を考えていたが、後々少年たちに支障が生じるかもしれないと指摘を受ける。
カ	10月	班会	何を伝えるのか根源の確認 →「話す。聞く。考える」の実践、相手の立場に立つことを理解してもらうことを目的とする
キ	11月	班会	それまでの事例をたたき台に、各班員が候補となる事例を持ち寄って検討。 契約の成立と効力を考えさせる事例、無人島を題材とした配分的正義の事例、体育館の場所割を題材としてルール作り事例に絞られる。
ク	12月9日	第2回研究報告会	体育館場所割事例については、少年にとって身近でない人もいるかもしれないため却下。 契約事例と無人島事例の2つに絞って教材内容を詰めることになる。 契約事例については内容が簡単すぎてつまら

			ない、無人島事例はもっと簡潔にすべきと指摘を受ける。
ケ	12月中旬～ 1月	班会	研究報告会を受けて再検討する。 無人島事例については、4人で食糧を公平に分ける問題(当日とほぼ同じ設定)に決定。 契約事例については、約束をやぶることの利益・不利益を考えさせる問題に決定。 →この段階で教材の方向性が決定。
コ	2月6日	第1回模擬授業	無人島事例は教材の根本については良い評価を受け、グループ議論の方法の整理や、人物・食糧設定等について意見をもらう。 契約事例については、考えさせることが簡単すぎるため工夫が必要であると指摘を受ける。
サ	2月	班会	無人島事例については、ほぼ内容が固まっていたため、細かい設定や台本作りを行う。 契約事例については、約束をやぶることの不利益等を考えさせる題材を検討。
シ	2月23日	第2回模擬授業	無人島事例についての模擬授業を実施。 実際に参加メンバーでグループ議論を行い、グループ議論の進行方法・内容についてアドバイスをもらう。
ス	3月上旬	班会	無人島事例について、グループ議論の内容を詰め、台本の手直し、ワークシート、模造紙、模型等の資料作りを行う。 また3月1日に少年院を訪問し、使用機材や設備の確認を行い、授業内容等について法務教官に直接意見を聞く機会を設けた。
セ	3月7日	第1回目授業	無人島事例について(下記参照)
ソ	3月10日	第3回模擬授業	第2回目授業の契約事例について、単なる処世術を教えることになるのでは、と全面的に批判を受け、授業内容を一から再検討し直すことになる。
タ	3月中旬	班会	契約事例について、まずテーマ(契約について・判断に迷ったら周りに相談する大切さ)を確認。その上で判例を元に公序良俗を題材

			とする事例を作成。 事例が決まった段階で台本の作成。また模造紙・ワークシート等資料を作成。
チ	3月14日	第2回目授業	契約事例について(下記参照)

### (3)準備段階を通して

- ・まず受講者に何を伝えたいのか、授業を通して何を感じてほしいか、授業目的について初期段階でしっかりと詰め、実施者で共有しておくことが重要である。
- ・研究報告会・模擬授業等他の班員の目に教材が触れる機会の際には、事前に現段階での教材の完成形を用意した上で、班員の中でも判断に悩んだ点、多くの人の意見を聞いた点についてピックアップし、臨むことで、参考になる意見が得られ、収穫は大きかった。教材に慣れていない視点からの意見が得られる良い機会であったため、複数回行うことは望ましいと思う。
- ・契約事例については、直前に教材変更を余儀なくされたが、目的・テーマの確認、テーマに合う事例の検討、台本・資料作成という手順を踏むことで何とか完成させることができた。  
ただし、全体を通して授業の原案が決まるまでに時間がかかってしまったため、もっと早い段階で原案を作り、報告会や模擬授業を通して内容の検討をしていくべきであった。
- ・実施者の人数が多かったため、教材作成については役割分担をもっと明確にして効率よく行うべきであった。
- ・少年院での授業ということで、内容がタブーに触れないか、という点に気を配る必要があったが、予め法務教官から指摘された点以外について、法務教官から特に授業内容について指摘を受けることはなかった。主に改善点について幾つか指摘を受けただけであったため、こちらの自由に教材を作成することができた。
- ・少年院での授業は対象者の人数が直前に変更することもあるため、その場合に応じてグループ割り等対応も予め考えておくことが必要である。

## 4、授業内容

※授業の内容・流れについては別添台本参照

### (1)第1回目授業

予定	実際	分	内容	担当
13:20	13:20	10	挨拶、自己紹介	
13:30	13:25	5	事例の説明	
13:35	13:30	40	グループ議論	各班

14:15	14:20	10	まとめ	
14:25	省略	5	講評	法務教官

#### ア 挨拶・自己紹介、事例の説明

- ・教室は参加者合せて 25 名程度が入るには十分な広さで、少年と適度な距離感で授業を進められた。
- ・挨拶では、こちらの名称や個人情報を開示すると、万が一ネットに悪く書き込まれるかもしれない等の懸念があると法務教官から指摘されたため、「法教育をしている団体」とだけ提示し、名前についても少年に合わせて名前だけの自己紹介をした。  
そのため名札も少年たちと同じひらがなの物を作成した。少年の名札は予め法務教官が作成してくれた。
- ・少年たちの自己紹介は法務教官の指示で、少年たちは番号順に自己紹介をした。
- ・紙媒体を配ると少年たちの視線が下にいってしまうことを懸念したため、事例の説明はパワポを使用した。しかし逆に耳から入ってくる情報が中心だと、事例の把握が困難と心配したが、大体的内容を少年たちはちゃんと理解していた。ただし、念のためグループ議論に入る前に班ごとに復習したことで、事例の内容を共有できた。

#### イ グループ議論

※グループ議論で出た少年の意見については別添資料参照。

- ・準備段階では、グループ議論で少年から意見が出ないのでは、議論が盛り上がらないのでは、というような不安があったが、別添ファイルを見てもわかるように、少年たちから様々な意見が出たことは嬉しい驚きだった。むしろ、模擬授業等を通して大学院生側で考えていた出得る意見とは違う視点のものや、斬新な意見もあり、議論としては大いに盛り上がった。そのため、役割として用意していたサクラは不要であった。
- ・事例について各自考える時間・ワークシートに記入する時間を設けたが、考える・文章にするスピードには個人差があるため、早く終わった人がいた場合、書き終えた少年から意見を訊く、あるいは、「その他にも思い浮かぶことはないか」等と新たに問いかける等無駄な時間を作らないようにすべきである。
- ・少年の中には、自分でメモをとることに集中する人もいたため、少しでも話合いに参加してもらうため、「書き漏らしても全体で模造紙に書いているので大丈夫」等の指摘をしておいた方がよい。
- ・普段の少年院では、意見を言う時は挙手することが習慣づいているため、意見を言うときには挙手してもらうか、それとも自由に意見を言ってもらおうか、予め伝えておいた方がよい。



- ・少年の中には積極的に発言する者もいれば、そうでない者もいるため、後者に対しては、こちらから意見をふるなど、発言の機会を平等に、かつ機械的にならないように努めるべきである。
- ・少年たちが意見に詰まったときや、発言が少なくなったときに、助言をしたり上手いヒントを与えたりするなど、話し合いを活性化させる準備をしておくべきである。
- ・グループ議論といっても、大学院生が誘導して少年たちに意見を言ってもらおう、という形式になってしまっていた。そのため、少年たちにもっと意見を出させやすくする工夫が必要では、と感じた。
- ・時間配分については、グループ議論に入るのが予定よりも早かったため、予定より 5 分長くグループ議論の時間をとれた。しかし、結果的に各班とも議論が盛り上がり、それぞれ議論の収束をつけるために予定より 10 分長く時間がかかってしまった。

#### ウ まとめ

- ・グループ議論のおさらいを少年たちとのやりとりを交えて行い、チリ落盤でも事例と似たような状況にあったことを確認、法律も話し合いで決められていることの紹介を行った。法律の決め方については、時間なければ短縮予定だったが、少年たちが 19 歳くらいだから、話ししてほしいと法務教官から依頼があったため、話をするようになった。
- ・反省点としては、グループ議論が押し、まとめが駆け足になったせいか、まとめとして内容が詰め込みすぎ、それぞれの内容が薄くなってしまったのでは、という懸念がある。また、法務教官の講評も省略することになってしまった。そのため、タイムキーパーはもう少し小刻みに残り時間を MC に示して、タイムマネジメントを意識させる必要がある。

### (2)第 2 回目授業

予定	実際	分	内容	担当
13:20	13:15	5	挨拶、自己紹介	
13:25	13:20	10	導入	
13:35	13:30	45	グループ議論	各班
14:20	14:25	5	まとめ	
14:25	省略	5	講評	法務教官

#### ア 挨拶・自己紹介

- ・第 1 回目授業と内容同じのため割愛。

#### イ 導入

- ・導入では、こちら側からの説明が若干長いため、内容を理解してもらえかが懸念事項

だった。そのため、私たちが普段使う言葉も、わかりやすく、且つ意味の同じ言葉を選ぶよう工夫した。きちんと理解していた。言葉の分解に苦勞。

#### ウ グループ議論

※グループ議論内で出た少年の意見については、別添参照。

反省点については第1回目授業と重なる部分もあるため割愛。

- ・前回よりは少し難易度が上がったため、少年から意見が出にくい部分もあったが、十分意見は出ていた。
- ・導入と同様に、難しい言葉を日常的な簡単な言葉で話すことが難しかった。しかし、少年たちも知的レベルはある程度高く、中には法律用語としての悪意や同時履行の抗弁の内容等を知っている者がおり、こちらも驚く場面があった。  
そのため、教材作成段階で同時履行が問題となった場合に備えて教材を簡潔にしていた点などを指摘されることもあり、もっと事例内容について詳細を詰めておくべきであった。
- ・事例のケース3については、少年たちに公序良俗かどうかに関わる事実を探してもらうことになるため、少年たちの意識がいかないような事実・評価についても目を向けてもらうため、もっと上手いヒントを出すべきだった。

#### エ まとめ

- ・グループ議論では、少年たちの話合いをもっと活発にするため、こちら側が上手い助言ができるよう、もっと工夫・準備すべきであった。
- ・第1回授業と同様に、各班でグループ議論の収束に時間がかかったため、まとめの時間は十分にとれたが、法務教官の講評はまたも省略することになってしまった。  
主にグループ議論に重点を置く授業であったため、途中で分断するわけにもいかず、グループである程度まとまりをつけるための時間調整が困難であり、今後の課題でもある。

### **(3)2回の授業を通して**

#### **ア 内容面に関して**

少年院では人の意見を聞く、自分の意見も言う、というようなことに特化したカリキュラムが組まれているため、多少の個人差はあるにしても、全員しっかり意見を言うこともでき、また大学院生の話も、他の少年の意見も、しっかり耳を傾けることができていた。また、自分の考えたことを文章にすることもできており、授業を行う側としては、とてもやりやすかった、という印象を抱いた。

反面、CLS 法育教室のキャッチコピーでもある「話す。聞く。考える」は、少年院の教育で十分に行えているため、それ以外に少年に持って帰ってもらえるものがあるか、という点が今後の課題でもあると考えられる。

## イ 技術面に関して

当日、大学院生の参加者について少年院側への連絡の不備があり、少年院にご迷惑をかけることになってしまった。少年院ではだれが出前授業に参加するかを把握必要があるため、事前にきちんと漏れなく連絡することが必須である。また、今回は三浦先生や緑川さんにも見学していただいたが、大学院生以外にも見学者がいる場合には、必ず法務教官に参加の可否を尋ねる必要はある。そして、少年院側の対応もあるため、直前になっての見学者の追加は好ましくないため、早めに締切を設け、それ以降は受け付けない、としてもいいかもしれない。

また、授業では少年院の教室にある設備のスライドにパワーポイントを映して進行したが、第1回目の授業で使用を予定していた班員のパソコンが故障したため、急遽他の者のパソコンで代用するというハプニングが起きたため、パワーポイントを利用する場合には、少なくともパソコンを2台持ち込む必要はある。

## 5、生徒の意見、その他

※アンケートの項目別集計については別添参照

### (1)第1回目授業について

#### ア 授業内容について

- ・話し合いのまとめ方や進め方等、物の見方というのも変えたりと、とても色々な勉強になった。
- ・法律を作るに際しての基準を考える機会になった。
- ・人それぞれ考え方は違うから、だからこそ話し合いを通じて意見を調和させていくのだと思った。
- ・人の意見を尊重し、且つ自分の意見も殺さないことを身をもって経験できた。
- ・法とは誰のために都合が良く、誰のためには都合が悪い、ということではなく、みんなを守るためのものということもよくわかった。
- ・色々な意見が飛び交って今の法律があるということを知れた。
- ・すごく楽しかったし、人の話を聞くって本当に大切だと思った。色々な人の価値観に触れることができて良かった。
- ・話し合いで法が決まっているのは何となくわかっていたものの、曖昧だった
- ・考えることが大変だから、難しくもあった(ただし、理解はできた)。
- ・法教育と聞いて、民法とか刑法とか堅苦しいことを想像していたけど、実際は気軽に楽しく議題を考えて意見を言い合えることができて楽しかった。
- ・話し合いの大切さがわかった。話し合いによる解決は社会での人間関係でも大切になると思う。

## イ 授業方法について

- ・自分の発言、他人の発言どれにも一理あると言うことがよくわかっていたので、発言しやすかった。
- ・大学院生のフレンドリーさで皆が参加できるような話し合いができて良い体験ができた
- ・もう少し説明の時間をゆっくりした方が伝わりやすかった、時間が若干短かった。
- ・補足が多かったのもう少し速く進めてほしかった。
- ・お互いに質問できるような時間があるとわかりやすくていい
- ・今回の授業と法教育の関連や接点がいまいちはっきりしなかった。

→各班で説明を丁寧にしたことで、もっと話し合いの時間にさいてほしいという意見もあったが、理解力については個人差があるため悩ましい点である。

お互いに質問することを自由にさせれば、より話し合いとして活発に行えるのでは、と思うため、今後の参考になった。

また、少年の中には、法教育と聞いて、法律の教育と思っていた生徒の方が多く印象を受けたため、法教育について簡潔でわかりやすい説明をすべきであった。

## **(2)第 2 回目授業について**

### ア 授業内容について

- ・前回は話し合いの大切さがよくわかったので、今回はより深く考えて話し合うことを意識した。
- ・契約の授業を受け、法律の意味を考える良い機会になった。法律は弱い人を守るためのものであると改めて思った。
- ・互いの立場を尊重し、公正公平になるようにすることは大切だと思った。
- ・契約と約束の違いをわかりやすく教えてもらって、問題解決の仕方等を学べて良かった。
- ・法というものに興味が持てた。
- ・他の人の話を聞いたりして、一番良い意見は何か、みたいに決めるのは楽しい。
- ・もっと難しいことを学びたい。

### イ 授業方法について

- ・サザエさんのノリスケとマスオを使うのはリアリティーがなくなるため、例えが少し悪いと感じた。
- ・大学院生も話し合いを行うメンバーの 1 人として参加して、あえて皆と違う意見を出してみる等するともっと面白くなりそう。

→第 1 回目の授業でサクラ要員の大学院生を設けていたが、少年たちから予想以上に意見が出たため、第 2 回目の授業では特に設けなかった。しかし 2 つ目の指摘にあるように、少年と同じ視点で参加する大学院生を設けることも、試みると面白いかもしれない。

## (別紙1-1)分配事例

少年たちが記入したワークシートの内容1(各人別)

分配事例		オオノ	アツコ	ミナミ	アイバ		オオノ	アツコ	ミナミ	アイバ
1	順番	2	3	1	3	→	4	2	1	2
	個数	1	1	3	1	→	1	1.5	2	1.5
	理由	まずミナミは妊婦だから2人分の栄養が必要。2番目にオオノは年齢も考えた上で、残りの全員で1個ずつにした。				→	まずオオノは年寄りだから食が細い。アイバ・アツコは体を動かすからそれなりのエネルギー必要で、もし2人が食べ物を見つけなければ結果は皆のプラスになる。ミナミはやはり2人分必要。			
2	順番	2	3	1	4	→	1	2	1	2
	個数	2	1	2	1	→	2	1	2	1
	理由	ミナミは子供がいるから。オオノは体が弱いから。				→	オオノはやはり栄養が少ないと死んでしまうから。ミナミは子供がいるから。全員が生きる為には、弱い人を強い人がサポート。			
3	順番	2	4	1	3	→	4	2	1	3
	個数	2	1	2	1	→	2	1	2	1
	理由	オオノは年寄りだから多く。ミナミは妊婦なので多く。				→	ミナミはやはり子供の分もあるので一番。アツコの2番は、サバイバルの知恵。3番のアイバは若いから大丈夫。オオノはあまり働かないから最後。			
4	順番	2	3	1	4	→	2	3	1	4
	個数	1.5	1	2.5	1	→	1.5	1	2.5	1
	理由	ミナミはお腹に子供もいて、要は2人分なので2.5。オオノは体が弱いので1.5。アツコは女性なので3番目。				→	アツコ・アイバは若いし、少し食べなくても動ける。水もあるので、やはりミナミから優先すべき。			
5	順番	1	3	2	4	→	1	3	2	4
	個数	2	1	2	1	→	1	1.5	2	1.5
	理由	オオノは年が老いていて体力がないのと、ミナミは妊婦であること。アツコは女性であって、アイバは男性だから3番と4番の違い。				→	順番は変わらず。必要性			
6	順番	2	3	1	4	→	4	1	3	2
	個数	2	1	2	1	→	1	2	1	2
	理由	ミナミは妊婦であって2人分の命があって、オオノは年寄りだから。若者の2人は体力の面では、2人よりもあると思うから。				→	若者たちの活躍に期待を込めて！			
7	順番	2	3	1	4	→	3	2	1	4
	個数	2	1	2	1	→	1	2	2	1
	理由	体の状況を考えて。生きるため。				→	アツコは水を見つけたから。オオノは動かなそうだから。			
8	順番	2	4	1	3	→	3	2	1	4
	個数	1	1	3	1	→	1	2	2	1
	理由	/				→	同じ状況で女性よりも多く食べるのは男として気が引けると思ったから。男は水でOK。			

## (別紙1-1)分配事例

少年たちが記入したワークシートの内容1(各人別)

9	順番	3	4	1	2	→	4	3	1	2
	個数	1	1	2	2	→	1	1	3	1
	理由	アツコは1番この状況に対応できそう。				→	オオノは意外と少なくてもいい理由が多い。アツコは体力がある。ミナミは栄養をとってもらう。「良いことをしている」という気持ちが大変。			
10	順番	2	3	1	3	→	4	1	3	2
	個数	2	1	2	1	→	1	2	1	2
	理由	オオノは老人で、ミナミは妊婦だから。アツコとアイバは普通の人なので同じ。				→	アツコは一番役に立つし、アイバは働けるので、2人は多くする。ミナミは妊婦でオオノも老人で働けないので、少なくても大丈夫。			
11	順番	1	2	1	3	→	4	1	3	2
	個数	2	1	2	1	→	0.5	2	1.5	2
	理由	お年寄りや妊婦は栄養が大切になってくるし、少しでも口にする物が多くないと衰弱してしまう為。				→	アツコはインストラクターで生きる術を身につけていそうで、アイバは皆のために働いて食料を調達してほしく、オオノは年寄りで量が少なくても平気で、ミナミは少しでも口にしたい方のため。			
12	順番	3	1	2	4	→	4	1	3	2
	個数	1	2	2	1	→	1	2	1	2
	理由	アツコはサバイバルインストラクターで色々動けそうだから体力をつけさせたいため。				→	アツコ・アイバには多く働いてもらいたいから。ミナミ・オオノは各自ハンデがあるので、あまり動かず次の木の実を待っていてほしいから。			
13	順番	2	4	1	3	→	4	2	1	3
	個数	1	1	3	1	→	1	2	2	1
	理由	命を最優先したいから。				→	オオノは好き嫌いが激しそう。アツコは働いている。ミナミは妊婦だから。水だけでも少しは生きれる。			

## (別紙1-2)分配事例

## 少年たちが記入したワークシートの内容2(全体集計)

	多くあげた方がいい理由	少なくともいい理由
オオノ	<p>少しでも長生きさせる、衰弱してしまう</p> <p>年寄りでは体力がないから、体が弱いから</p> <p>栄養を多めにあげたい</p> <p>人命優先</p> <p>年功序列</p>	<p>好き嫌いが激しそう</p> <p>年取ると食欲ない、食事の量が少ない、胃が小さい</p> <p>歯が弱い、木の実が固いから</p> <p>あまり動かない</p> <p>男の人だから一応体力はある</p> <p>先が短い、長期的な目で考えて</p>
アツコ	<p>生き抜く知恵を知っている、役に立って助けてくれそう</p> <p>色々動けそうなので体力をつけてほしい、働いてもらわなければいけない</p> <p>先が長い</p> <p>消費しやすい</p> <p>若い女性だから、長期的に見て人類存亡の為には有効。</p> <p>体力があれば救援活動を行えそう</p> <p>動く量が他よりも多い</p>	<p>生き抜く知恵を知っている、何とか切り抜けそう、1番この状況に慣れてそう</p> <p>若いので結構体力がある</p> <p>ダイエット?</p> <p>食べなくてもいい訓練してそう</p> <p>他に食べ物を見つけてきそう</p> <p>水だけで何とかなる</p>
ミナミ	<p>自分と赤ちゃんの2つの命があるから栄養が必要</p> <p>女性だから</p> <p>先が長い</p>	<p>つわりであまり食べれない、吐いてしまう、食欲がなさそう</p> <p>自分だけ多くもらうのは気まづくなってしまう、気遣い</p> <p>動かなくてもいいようにする</p> <p>安全性が確保できない</p> <p>あまりエネルギーを使わない</p>
アイバ	<p>食べ盛りだから</p> <p>働き者だから、沢山動いてもらうのに体力が必要だから</p> <p>4人の雰囲気良くするため</p> <p>一番最初に体力がなくなったら困るから</p> <p>戦力になる</p> <p>先が長い、将来性</p> <p>アツコのサポートができる</p> <p>色々動いていそう</p>	<p>水だけでも十分にやっつけていける</p> <p>若いので少し食べなくても平気、動ける</p> <p>男性だから体は丈夫そう</p> <p>若くてあまり信用がない</p>

(別紙1-3)分配事例  
アンケートの回答結果

1. 話し合いの重要性は感じることはできたか。

- |            |    |
|------------|----|
| ①できた       | 10 |
| ②ややできた     | 3  |
| ③どちらとも言えない | 0  |
| ④ややできなかった  | 0  |
| ⑤できなかった    | 0  |

2. スライドや大学院生の説明はわかりやすかったか。

- |               |   |
|---------------|---|
| ①よくわかった       | 9 |
| ②なんとなくわかった    | 4 |
| ③どちらとも言えない    | 0 |
| ④なんとなくわからなかった | 0 |
| ⑤よくわからなかった    | 0 |

3. グループ議論で意見をだせたか。

- |            |   |
|------------|---|
| ①出せた       | 9 |
| ②やや出せた     | 1 |
| ③どちらとも言えない | 3 |
| ④やや出せなかった  | 0 |
| ⑤出せなかった    | 0 |

4. 問題を考える時間・話し合う時間は十分あったか。

- |           |    |
|-----------|----|
| ①長すぎた     | 0  |
| ②ちょうど良かった | 11 |
| ③足りなかった   | 2  |

5. 授業の内容は難しかったか。

- |                |   |
|----------------|---|
| ①難しすぎて理解できなかった | 0 |
| ②難しかったが理解はできた  | 3 |
| ③どちらとも言えない     | 1 |
| ④簡単で理解できた      | 7 |
| ⑤簡単すぎて物足りなかった  | 2 |



(別紙2-1)契約事例  
 少年たちが記入したワークシートの内容  
 ケース1

ケース1	答え	理由
1	出て行かない	口約束で、書類での取引はない。マスオのしつこい要求はノリスケの意思を無理矢理押さえつけているから
2	まだ出て行かない	売るとは言ったが、まだ金銭の受け渡しがない
3	どちらでもない	価格を知らない状態での強引な契約のため不当。何度も何度も要求して無理強い、強制しているので不当。契約満了していなければ大丈夫。
4	出て行く	値段がわからないのも自分の不注意
	出て行かない	口約束だけで、立証できない。まだ金銭も渡してない
5	出て行かない	酔ってるし、それを良いことに言っているようにも思う。紙にサインしたり、ハンコをしたりしていないから、正しいとは言えない気がするから。納得したとしてもしつこくて半強制とも言える。
6	出て行かない	口約束だから。何日以内なら契約を解消できるのでは。
7	出て行かない	マスオがマンションの公示価格を知っていて、100万円で売れと言ったなら、解約できる。長時間にわたる要求が強迫であれば解約できる。
8	出て行かない	価格を知らなかったから。借金まみれだと知っていてマスオはノリスケに目をつけたから。

(別紙2-2)契約事例  
 少年たちが記入したワークシートの内容  
 ケース2(各人別)

ケース2	答え		答え	理由
1	渡さない	→	渡さない	マスオは本来の価格を知っていて、それを知らなかったノリスケに伝えず、1000万円のを300万円で売るように、拒否していたのにも関わらず、長時間にわたる説得で半ば強制的に契約させた
2	渡さない	→	渡さない	ノリスケに対してマスオの方が利益が大きい
3	渡す	→	渡す	マスオ側から提案があり、ノリスケも自らの意思で契約したため正当な取引である。お互いに損をしたわけではない。マスオ側は相手の弱みにつけ込むことや、実際の金額を知っていた悪質な行為であるので、300万円程の返済はすべき。
4	渡す	→	渡す	互いに利益があり、他に借金を返すあてがなかった。別荘を渡しても生活に困らない。
5	渡さない	→	渡さない	マスオの悪意。他に売った方が儲かるし、そもそも1000万円相当の別荘を300万円は差が多い。十分な説明をしないのはいけない。
6	渡さない	→		早退
7	渡さない	→	渡さない	そもそも300万円を借りるつもりなのに、急に別荘の話をつられたから、価格を知らなかったというノリスケの落ち度は低い。マスオは別荘の価格を知っていて、さらに価格がわからないからと、ノリスケが拒否したにも関わらず、その弱みにつけ込んでいたため、公序良俗に反する
8	渡さない	→	渡さない	マスオは明らかに悪意があった。マスオは長い間説得している間に本当の金額を教えることもできた

(別紙2-3)契約事例  
 少年たちが記入したワークシートの内容  
 ケース2(全体集計)

ケース2	別荘を渡さなければいけない理由	別荘を渡さなくてもいい理由
	借金をして、それを妻に隠したいと、最終的には自分の意思で判断した	マスオは価格を知っているのに、ノリスケに伝えていない、悪意を感じる
	自分の意思で決めたから、強制されたわけではない	本来のか買うの2分の1以下で無理矢理契約させてる
	自分から頼んだ	ノリスケは価値がわからないから拒否していたのに、説得を長時間して契約させた
	自己責任	長時間の説得は強制とあまり変わらない
	互いに価値を知らない状態であれば、もしかしたら別荘の実質額は300万円より安く、ノリスケが得する可能性もあるため	マスオは自分だけに利益があるのを知って教えなかった
	ノリスケは借金を支払うだけの資産があり、マスオに売らないで他人に売り渡せる選択があった	契約をしているにも関わらず「よこせ」と強制するのは脅迫に近くなってしまう
	他に借金を返すあてがなかった	契約する相手の弱みにつけこむ悪質な行為である
	互いに利益があるから、そこまで不当ではない	居住者の変更の手続き?
	都合がいい	不当な取引
	帰住先がなくなるわけではない	ノリスケは価格を知らなかった
	ノリスケは別荘の価格を調べてなく、落ち度ある	次の日のマスオの対応の変化
	ノリスケは借金がばれるのが怖いという理由があった	
	結果だけを見れば、借金は返済でき、ばれたくないという目的も果たせている	
	渡さないと借金返せない	

(別紙2-4)契約事例  
アンケートの回答結果

1. 話し合いの重要性は感じることはできたか。

- |            |   |
|------------|---|
| ①できた       | 6 |
| ②ややできた     | 2 |
| ③どちらとも言えない | 0 |
| ④ややできなかった  | 0 |
| ⑤できなかった    | 0 |

2. スライドや大学院生の説明はわかりやすかったか。

- |               |   |
|---------------|---|
| ①よくわかった       | 5 |
| ②なんとなくわかった    | 3 |
| ③どちらとも言えない    | 0 |
| ④なんとなくわからなかった | 0 |
| ⑤よくわからなかった    | 0 |

3. グループ議論で意見をだせたか。

- |            |   |
|------------|---|
| ①出せた       | 5 |
| ②やや出せた     | 2 |
| ③どちらとも言えない | 1 |
| ④やや出せなかった  | 0 |
| ⑤出せなかった    | 0 |

4. 問題を考える時間・話し合う時間は十分あったか。

- |           |   |
|-----------|---|
| ①長すぎた     | 0 |
| ②ちょうど良かった | 6 |
| ③足りなかった   | 2 |

5. 授業の内容は難しかったか。

- |                |   |
|----------------|---|
| ①難しすぎて理解できなかった | 0 |
| ②難しかったが理解はできた  | 4 |
| ③どちらとも言えない     | 0 |
| ④簡単で理解できた      | 4 |
| ⑤簡単すぎて物足りなかった  | 0 |

## 第1活動年度の活動の概要

(2012年5月23日から2013年3月31日まで)

	団体としての活動	班としての活動		
		公法班	刑事法班	少年院班
2012.05.23	設立			
	第1回総会(幹事の選任)			
	第1回役員会			
05.24	新歓説明会①			
06.06	第2回役員会			
06.07	新歓説明会②			
06.15	他団体との交流会(東大出張教室)			
06.17	第2回総会(臨時総会)(活動方針の決定等)			
	第3回役員会(班の決定)			
06.25	法務省訪問			
07.01	第4回役員会	班会	班会	班会
07.13	第5回役員会(顧問の囑託等)	役員会あて報告書の作成・提出(出前先との交渉状況等)		
		班会(2回)	班会	法務省訪問(8/17)
				班会
08.24	法教育講演会(丸山嘉代先生)			
09.11	第6回役員会(研究報告会の件等)	班会(2回)	班会	少年院訪問(9/3)
09.20	第3回総会(臨時総会)(規約改正等)			
	第1回研究報告会(各班活動報告)			
		班会(2回)	班会(2回)	班会
11.07	第7回役員会(研究報告会の件等)	班会(2回)	班会(2回)	
12.09	第2回研究報告会(模擬授業)	班会(2回)	班会(複数回)	班会
12.17	第8回役員会	模擬授業(12/9)	模擬授業(12/9)	
			事前訪問(12/10)	
		班会(2回)	班会(複数回)	班会
2013.01.07	第3回研究報告会(模擬授業)	模擬授業(1/7)	模擬授業(1/7)	
		事前訪問(1/9)	出前授業(1/18)	
		班会(複数回)		班会(複数回)
02.06	第4回研究報告会(模擬授業)	模擬授業(2/6)		模擬授業(2/6)
02.24	第5回研究報告会(模擬授業)			模擬授業(2/24)
		班会(複数回)	報告書提出	班会(複数回)
				事前訪問(3/1)
				出前授業①(3/7)
03.10	第6回研究報告会(模擬授業)	模擬授業(3/10)		模擬授業(3/10)
		事前訪問(3/11)		
		出前授業①(3/13)		
		出前授業②(3/14)		
03.16	第9回役員会			出前授業②(3/14)
03.18	法務省訪問			